

120年ぶりの民法改正施行！ 概要と注意すべきポイント

120年ぶりとなる改正民法が、2020年4月1日に施行されました。今回の改正は民法の債権に関する定めが見直しとなります。改正対象は200項目にも及び、契約書やリスク管理、業務に大きな影響が出るものと予想されます。

そんな中、賃貸管理の実務においても法改正によってさまざまな影響が出てくるのが予想されますが、中でも重要なのが「連帯保証人」に関する規定です。現状の賃貸借契約書をそのまま使っていると、民法改正後はトラブルが無効になる可能性がありますので注意しなければなりません。

今回は、改正ポイントを把握いただき、改正の概要と目的、重要改正項目等について想定事例をもとにわかりやすく解説いたします。

日程 2020年

10月8日(木)
14:00～16:00

会場 鳥栖商工会議所3階 大会議室
(鳥栖市元町1380-5)

対象者 小規模事業者・中小企業者等

セミナー内容

- ①民法とは
- ②改正範囲と改正の理由
- ③重要ポイント
 1. 消滅時効に関する見直し
 2. 法定利率に関する見直し
 3. 保証に関する見直し
 4. 定型約款に関する規定の新設

講師プロフィール

はら ひろ やす
原 弘安氏



司法書士法人 州都綜合法務事務所代表

平成15年4月 個人事務所の「司法書士原弘安法務事務所」を開設
平成21年10月 鳥栖市秋葉町で司法書士法人 州都綜合法務事務所設立

当事務所は、司法書士7名スタッフ25名が在籍する地域最大規模を誇る司法書士事務所で、不動産登記、商業登記、相続登記、遺産整理、相続放棄等の様々な相談に対応している。

申込先 受講希望の方は下記受講申込書に必要事項をご記入の上、
鳥栖商工会議所へFAXして下さい。FAX 0942-83-8888

問合先 鳥栖商工会議所
TEL 0942-83-3121

※新型コロナウイルス対策としてマスク着用をお願いします。開催当日に発熱や咳が出る場合は、参加をご遠慮下さい。
新型コロナウイルスの今後の動向によっては延期・中止とさせていただきます。予めご了承下さい。

切り取らずにこのままファクシミリしてください

鳥栖商工会議所 行 → FAX : 0942-83-8888

2020年 月 日

「120年ぶりの民法改正施行！概要と注意すべきポイント」セミナー 受講申込書

事業所名			
事業所在地			
受講者氏名	TEL	()	-
	FAX	()	-

※ご記入頂きました個人情報、慎重に取扱い、本セミナーの各種連絡・参加者名簿作成のために利用致します。